

都市再生の推進に係る有識者ボード
モニタリングマニュアル改定ワーキンググループ
開催要綱

(ワーキンググループの開催)

1. 都市再生の推進に係る有識者ボードの下、モニタリングマニュアル改定ワーキンググループ（以下「マニュアル改定WG」という。）を開催する。

(任務)

2. マニュアル改定WGは、都市再生緊急整備地域におけるモニタリングの運用の見直し及びモニタリングマニュアル（案）の改定に向けた有識者等からの意見聴取を目的として開催し、都市再生の推進に係る有識者ボードに助言することを任務とする。

(構成)

3. (1) マニュアル改定WGの構成員及びその座長は、学識経験者等から都市再生の推進に係る有識者ボードの座長が指名する。
(2) マニュアル改定WGの座長は、座長代理を必要に応じて指名することができる。
(3) マニュアル改定WGは、必要に応じて関係者を招聘することができる。

(招集)

4. マニュアル改定WGは、マニュアル改定WGの座長が招集する。

(運営)

5. (1) 会議において配布された資料は原則として公表する。
(2) 議事要旨は原則として公表する。
(3) マニュアル改定WGの座長が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部または一部を公表しないものとするができる。

(庶務)

6. マニュアル改定WGの庶務は、内閣府地方創生推進事務局において処理する。

(雑則)

7. この要綱に定めるもののほか、マニュアル改定WGの議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、令和7年1月23日から施行する。